

## 保険法の見直しに関する個別論点の検討（５）

### 第 16 他人を被保険者とする死亡保険契約や傷害・疾病保険契約（中間試案の第 3 の 1 (2) ア，（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注），第 4 の 1 (2) ア，（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

#### 第 3 生命保険契約に関する事項

##### 1 生命保険契約の成立

##### (2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

##### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする死亡保険契約は，当該被保険者の同意がなければ，その効力を生じないものとする。ただし，〔一定の場合〕には，この限りでないものとする。

（注 1）・（注 2）（略）

（注 3）「一定の場合」（被保険者の同意を効力要件としない場合）の具体的内容については，被保険者の同意が求められている趣旨を踏まえつつ，なお検討する（保険契約者と保険金受取人と被保険者との関係，保険事故の内容，保険契約者が他人を被保険者とする死亡保険契約を締結する合理性の有無，被保険者の同意を個別的に求めることの必要性・合理性，イの規律が認められる範囲等を踏まえて，検討する必要がある。）。

（注 4）この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり，生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注 5）強行規定とする。

現行商法の参考条文 第 674 条第 1 項

（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を無効とすることについては，なお検討する。

#### 第 4 傷害・疾病保険契約に関する事項

##### 1 傷害・疾病保険契約の成立

## (2) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約

### ア 被保険者の同意

他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じないものとする。ただし、〔一定の場合〕には、この限りでないものとする。

(注1) 「一定の場合」の具体的内容(被保険者が保険金受取人である場合(被保険者が生存している間に自ら保険金を受け取ることを前提とした契約である場合)はこれに当たると考えられるが、このほかにどのような場合に被保険者の同意を効力要件とする必要がないか)については、なお検討する(第3の1(2)アの(注3)参照)。

(注2) この規律については、第3の1(2)アの(注1)、(注2)、(注4)及び(注5)参照。

(注3) 傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、第3の1(2)アの(注3)と同様の検討をする必要がある。

### (他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注)

未成年者を被保険者とする傷害・疾病の死亡給付に関する契約の規律については、第3の1(2)の(他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)参照。

## 1 被保険者の同意について(第3の1(2)アの(注3)、第4の1(2)アの(注1)参照)

他人を被保険者とする人保険契約について、次のように考えることで、どうか。

- 生命(死亡)保険契約については、被保険者の同意を契約の効力要件とする。
- 被保険者の傷害又は疾病を保険事故とする契約については、原則として被保険者の同意を契約の効力要件としつつ、
  - a 被保険者が傷害又は疾病によって死亡した場合にのみ保険金を支払う契約以外の契約(被保険者の生存中に保険金を支払うことを定める契約、被保険者の生存中及び死亡時に保険金を支払うことを定める契約)であり、かつ、
  - b 被保険者(被保険者の死亡時に支払われる保険金にあっては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人に指定されるときは、被保険者の同意を契約の効力要件とはしない。

bについて、これを契約で定めている場合(約款等で保険金受取人を被保険者又はその相続人に指定する場合)に限ることについて、どのように考えるか。

(補足)

1 第18回会議における審議を踏まえ、他人を被保険者とする人保険契約における被保険者の同意の在り方について提案している。

まず、生命(死亡)保険契約については被保険者の同意を効力要件としない例外を設けず、被保険者の傷害又は疾病を保険事故とする契約についてのみ例外を設けることを提案している点は「保険法部会資料19」の第8の1と同じである。

次に、今回の案では、aにおいて、傷害・疾病による死亡給付のみを定める契約については、被保険者の同意を効力要件とすることとしている。これは、このような死亡給付のみを定める契約は、専ら被保険者が死亡した場合を念頭に置いており、被保険者のために契約が締結されたとは言にくいことや、これについて被保険者の同意を効力要件としないとすれば、死亡保険契約について被保険者の同意を効力要件としない例外を認めないことも整合的ではないと考えられること等を考慮したものである。

これに対し、被保険者が生存中に保険金の支払を受けることがある契約(後遺障害保険金、入院保険金等の支払を定める契約)は、被保険者のために締結されたということが出来るし、これと合わせて死亡給付が定められたとしても、通常は死亡給付の部分を含めてこのような性質を有しているということができると考えられる。そもそも、傷害や疾病を保険事故とする契約については、傷害や疾病の結果、後遺障害を受けることも入院することも死亡することもあることを踏まえ、これらを保険事故とすることに合理性があると考えられるから、死亡給付とそれ以外の給付とを分解して理解することは相当ではないと考えられる。

そこで、傷害・疾病による死亡給付のみを定める契約については、例外を認めないこととしている(被保険者の生存中及び死亡時に保険金が支払われるような契約であっても、被保険者の同意を効力要件としている趣旨を潜脱することだけを目的としたような内容の契約については、死亡給付のみを定める契約と同視すべきものとして、被保険者の同意がない限り無効と解される余地はあると考えられる。)

さらに、bでは、被保険者(被保険者の死亡時に支払われる保険金にあっては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人に指定されることを要件としている。この趣旨は、「保険法部会資料19」の第8の1の記載のとおりであるが、本資料の では、これが契約上の定めによって指定されていることを要件とすべきかについて問題提起している。これは、被保険者の同意が契約の効力要件となるかどうかは保険契約者にとって分かるようになっている必要があるとの指摘や、約款等で保険金受取人の定めが設けられていることによって保険金受取人が指定される場合よりも、保険契約者が契約申込書等に氏名等を記載することによって保険金受取人を指定する場合の方がモラル・リスクの可能性が高いとの指摘があったことを受けたものである。もっとも、

契約法上は約款等で保険金受取人が定められていようが、保険契約者が契約申込書等に保険金受取人の氏名等を記載しようが、保険金受取人を指定したことに変わりなく、これらを区別することの合理性やその当否について検討する必要がある。

以上のように、被保険者の同意が契約の効力要件とならない場合について、契約内容（どのような場合に保険金が支払われる契約か）と保険金受取人という二方向からの限定を付すことによって、被保険者の同意が効力要件とされないことによる弊害を防止することを意図している。

なお、保険法部会資料 19の第 8 の 1 とは異なり、「保険契約者が自己の業務又は活動に関して保険契約を締結する場合であって、」を要件としていないが、これは、同資料の（4 頁）に記載していたように、被保険者の同意が求められている趣旨に照らして、殊更にこれを要件とするまでの必要はないと考えられることや、そもそもこの要件によってどのような契約が除外されることになるのか明らかではないとの指摘もされていること等を踏まえたものである。

- 2 この規律は契約の効力要件を定める規律であり、どのような場合に被保険者の同意が必要となるのか（どのような場合に契約が無効となるか）が明確に定められている必要があることから、解釈の幅が広く認められるような抽象的な要件設定は適当でないと考えられる（第 18 回会議では、商品認可に当たって保険金額による制限をする必要があるとの解釈をする余地のある規定とすることも検討されるべき旨の指摘もされたが、このような観点からすれば、そのような規律とすることは適切ではないことになると思われる。）。

なお、被保険者の傷害又は疾病を保険事故とする契約には様々なものがあることからすると、この全部又は一部について保険金額を一律に制限する規律を設けることの当否（保険金額を制限するものとししないものとに分けるとすれば、これらを明確に区別する必要があるが、これが可能か。）には疑問がある（なお、契約法により一律に保険金額を制限することが適当でないことについては、後記 2 の（補足）参照。）。

- 3 第 18 回会議においては、被保険者の同意を契約の効力要件としつつ、その同意を欠くことを理由とする契約の無効を主張することができるのは、被保険者及びその相続人だけとすることとすればよいとの指摘もされたところである。

しかし、被保険者の同意を契約の効力要件としつつ、これを欠くことを理由とする契約の無効を契約当事者でもその承継人でもない者だけが主張することができること自体、契約法の規律として適切かどうか疑問がある（被保険者の同意を得ていなかった場合に被保険者だけが契約の無効を主張することができるようにするということは、結局、被保険者の同意がなくても契約は有効であるとしつつ、被保険者に対し、同意がないことを理由とする契約関係からの離脱（保険法部会資料 19の第 8 の 3 参照）の権利を認めるというに等しく、被保険者の同意を契約の効力要件とする出

発点と相容れないのではないかと考えられる。）。また、本資料の提案によれば、被保険者の同意を契約の効力要件としない場合を被保険者又はその相続人が保険金受取人に指定される場合に限定しているから、これらの者は保険金請求権を放棄することもでき、これらの者だけが契約の無効を主張することができるとする構成を採用する必要性にも疑問がある（被保険者の相続人のうち一人でも無効を主張すれば契約が全体として無効となるとするの合理的とはいえない。）。

## 2 未成年者を被保険者とする死亡保険契約等の保険金額を制限することの当否（（他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注）、（他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約関係後注）参照）

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約等のうち一定の保険金額を超える部分を無効とする旨の契約法上の規律については、設けないものとするので、どうか。

（補足）

第18回会議における審議を踏まえ、未成年者を被保険者とする死亡保険契約等について契約法においては特別の規律を設けないことを提案している。

契約法上一律に保険金額を制限することは、実務上保険金額を含む種々の事情を総合的に考慮する形でモラル・リスク対策が講じられているにもかかわらず、その一要素である保険金額だけを取り出してこれに一定の枠をはめ、契約者の選択の自由や保険者による工夫の余地を奪うことになってしまう点で、適切でないと考えられること（保険法部会資料19）の第8の2(2)参照）に加え、保険金額を限定するとしても複数の契約があるときにも実効性のある規律とするにはどのようにすればよいかという問題があること等を踏まえると、これについては、契約法で規律するのではなく、実務上の様々な対応にゆだねることが適切と考えられる。

## 第17 保険金からの優先的な被害の回復（責任保険契約の保険金についての先取特権）（中間試案の第2の6(1)関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

### 第2 損害保険契約に関する事項

#### 6 責任保険契約に固有の事項

##### (1) 保険金からの優先的な被害の回復

責任保険契約（被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生じた損害をてん補する損害保険契約をいう。）の被保険者について破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定があった場合には、被害者

(被保険者が損害賠償の責任を負う相手方をいう。)は、〔一定の要件〕の下で、保険金から優先的に被害の回復を受けることができるものとする。

(注1) 「一定の要件」の具体的内容については、判決、裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したことやその確定が保険者の関与の下で行われたことを要件とすること等が考えられるほか、そもそもこの規律を認める場面を、強制保険(法令により被保険者が責任保険契約の締結を義務付けられているもの)に限定すべきとの考え方、被害者が個人の場合やその生命又は身体に損害が生じた場合に限定すべきとの考え方等があることを踏まえて、なお検討する。

(注2) 被保険者について法的倒産手続が開始する前であっても、この規律を認めるべき場面があるかについては、なお検討する。

(注3) 被保険者が複数の被害者に対して損害賠償責任を負い、その損害賠償額の合計額が保険金額を超える場合に関する規律については、なお検討する。

(注4) 被害者が保険金から優先的な被害回復を受けるための法的な枠組みとしては、大別して、次のような2つの考え方があるが、どのような枠組みを採用するかについては、(注1)から(注3)までとも関連して、なお検討する。

( ) 被害者は、保険金額の限度において、被保険者が支払うべき損害賠償額の支払を保険者に対しても請求することができるものとする考え方

( ) 被害者は、被保険者に対する損害賠償請求権に関し、保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする考え方

(注5) 被害者による保険金からの被害回復の実効性を確保するための規律、保険者の二重弁済の危険を防止するための規律、保険者が被保険者に対する抗弁(免責事由や支払限度等)を被害者にも対抗することができるようにするための規律その他の必要な規律を設けることについては、(注4)に関しどのような枠組みを採用するかとともに、なお検討する。

(注6) 規律の性質については、なお検討する。

現行商法の参考条文 第667条

第17回会議における審議を踏まえ、以下のような規律を設けるものとする  
ことで、どうか。

責任保険契約(被保険者が一定の事由に基づく損害賠償の責任を負うことを  
保険事故とする損害保険契約をいう。以下同じ。)の被保険者に対して当

該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、当該責任保険契約の保険金について先取特権を有する。

被保険者は、の損害賠償請求権に係る債務として弁済した金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対しての保険金の支払を請求することができる。

責任保険契約の保険金の支払を請求する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(ア) の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合

(イ) により被保険者が保険金の支払を請求することができる場合

- 1 被害者が複数の場合に関する特別の規律を設けることはせず、債権差押えの規律にゆだねるものとする（民事執行法第193条第2項、第165条等参照）。
- 2 本来被害者の被害回復がされないうちに保険金が他の債権者への弁済に充てられるものでないことは、あらゆる責任保険契約について共通であることから、特別の先取特権を認める責任保険契約の範囲については、特に限定をしないことで、どうか。
- 3 ほかに必要な規律はあるか（特別の規律を設ける場合には、他の担保権と異なる規律を設けることの合理性についても検討が必要である。）。

（補足）

- 1 は、責任保険契約の被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」という。）に当該責任保険契約の保険金について特別の先取特権を付与するものである。

先取特権の実行をするためには、「担保権の存在を証する文書」を裁判所に提出して差押命令の申立てをすることになる（民事執行法第193条、第143条参照）が、被害者は、単に損害が発生したことやその額だけでなく、その損害について被保険者が賠償責任を負うことをも文書により証明する必要がある（疎明では足りない）ため、一般論として、被害者が一方的に作成した文書だけでは足りず、被保険者の関与の下で作成された文書（典型的な例としては、判決文や和解調書、示談書等がある。）が必要とされる場合が多いと考えられる。

しかし、債務名義がなければ損害賠償請求権の存在を証明することができないわけではないことや、民事執行法第193条第1項が債権についての担保権の実行の要件を債務名義に限定していない趣旨にかんがみ（同法第181条第1項参照）、責任保険契約の保険金についての先取特権の実行に関しても、「担保権の存在を証する文書」を債務名義に限定するなどの特別の立法措置をとることはせず、他の担保権の実行と同様に、「担保権の存在を証する文書」の解釈・運用にゆだねるのが適当であると考えられる。

また、保険金請求権の差押命令があった場合でも、保険者は取立訴訟において被害者の

損害賠償請求権の有無やその額を争うことができることになるが、被害者には被保険者との訴訟手続において保険者に対する訴訟告知（民事訴訟法第53条，第46条参照）をするなどの余地もあることからすれば、取立訴訟における保険者の主張を制限するなどの特別の立法措置をとることは適当でないと考えられる。

なお、特別の先取特権を認めた場合であっても、被保険者について破産手続開始決定等がない場合には、被害者と被保険者との間の和解（示談）や判決等に従い、被保険者又は保険者から被害者に対して任意の弁済がされることが多いと考えられ、被保険者について破産手続開始決定等があった場合でも、被害者が破産管財人及び保険者との間の和解により保険者から直接保険金の支払を受ける余地もあることからすれば、実際に上記のような実行手続がとられるのは、限られた場面であると考えられる（なお、実務上、自動車保険契約については、約款でいわゆる直接請求権が定められているのが通常である。）。

2 は、被害者に対する損害賠償債務の履行が確保されないうちに被保険者が保険金を受領することを防止するための規律である（原子力損害の賠償に関する法律第9条第2項，自動車損害賠償保障法第15条参照）。

3 は、被害者が先取特権の実行をする前に保険金請求権の処分がされることを防止するための規律である（原子力損害の賠償に関する法律第9条第3項参照）。

この趣旨にかんがみ、被害者に対する譲渡や被害者による差押えを禁止する必要はなく、また、の規律により被保険者自身が保険金の支払を請求することができる場合にまで譲渡、担保提供又は差押えを禁止する必要はないと考えられることから、ただし書において一定の例外を定めているものである。

（参考）

○ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）

（原子力損害賠償責任保険契約）

第8条 原子力損害賠償責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）がうめくことを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約とする。

第9条 被害者は、損害賠償請求権に関し、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について、自己が支払った限度又は被害者の承諾があった限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

○ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）

（保険金の請求）

第15条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。